

計画作成年度	令和4年度
計画主体	丹波篠山市

## 丹波篠山市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署 丹波篠山市 農都創造部 森づくり課

所在地 兵庫県丹波篠山市北新町41番地

電話番号 079-552-1111(代)

FAX番号 079-552-2090

メールアドレス [mori\\_div@city.sasayama.hyogo.jp](mailto:mori_div@city.sasayama.hyogo.jp)



1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シカ、イノシシ、ニホンザル、アライグマ
計画期間	令和5年度～7年度
対象地域	兵庫県丹波篠山市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和3年度)

鳥獣の種類	品目	被害の現状			
		被害面積(ヘクタール)		被害金額(千円)	
		数値	計	数値	計
シカ	水稻	1.77	4.14	2,251	6,013
	黒大豆等豆類	2.26		3,516	
	野菜その他	0.11		246	
イノシシ	水稻	2.05	3.46	2,607	5,292
	黒大豆等豆類	1.11		1,736	
	山の芋等いも類	0.16		604	
	野菜その他	0.14		345	
ニホンザル	黒大豆等豆類	0.46	1.15	719	1,493
	野菜	0.11		194	
	果樹等その他	0.58		580	
アライグマ	黒大豆等豆類	0.12	0.32	188	766
	野菜その他	0.16		359	
	果樹等その他	0.04		219	

(2) 被害の傾向

野生動物の生息状況及び被害の現状は、兵庫県森林動物研究センターによる調査研究のほか、兵庫県による狩猟者アンケート(出猟カレンダー等)や農政協力員に対して実施している野生動物の被害状況に関するアンケート調査、丹波篠山市による農作物被害アンケート調査、農業共済被害申告状況等により把握している。

またニホンザルは、これらに加えて篠山地域個体群(京都府丹波南管理ユニット)の生息状況調査とあわせて被害状況を把握している。

① シカ

シカによる農作物被害は、田植え直後の水稻や丹波篠山の特産物である黒大豆など主要販売作物への食害が発生しているほか、野菜への被害も発生している。

兵庫県森林動物研究センター等の調査によると、令和3年(2021年)農会の意識調査において、回答のあった127農会のうち被害が「大きい」もしくは「深刻」と回答した農会が33.8%となっている。依然として高い数値となっているが、「深刻」と回答する農会はピーク時の平成22年度に比べて減少傾向にある(図1)。一方で、平成28年(2016年)から令和2年(2020年)における、シカの被害程度の変化(図2)、及びシカによる出没程度の変化(図3)から、被害程度や出没頻度の減少がみられる一方で、侵入防止柵では塞げない河川や道路からの侵入により被害が増えている地域が出てきている。

また、森林ではシカによる下層植生の衰退がみられ表土の流出がみられるほか、リョウブなどの皮剥ぎが確認されている。一方、アセビのほかマツカゼソウやシダ類などシカが好まない植物が繁茂している林床もあり、シカが林床に相当の影響を与えていると考えられる。

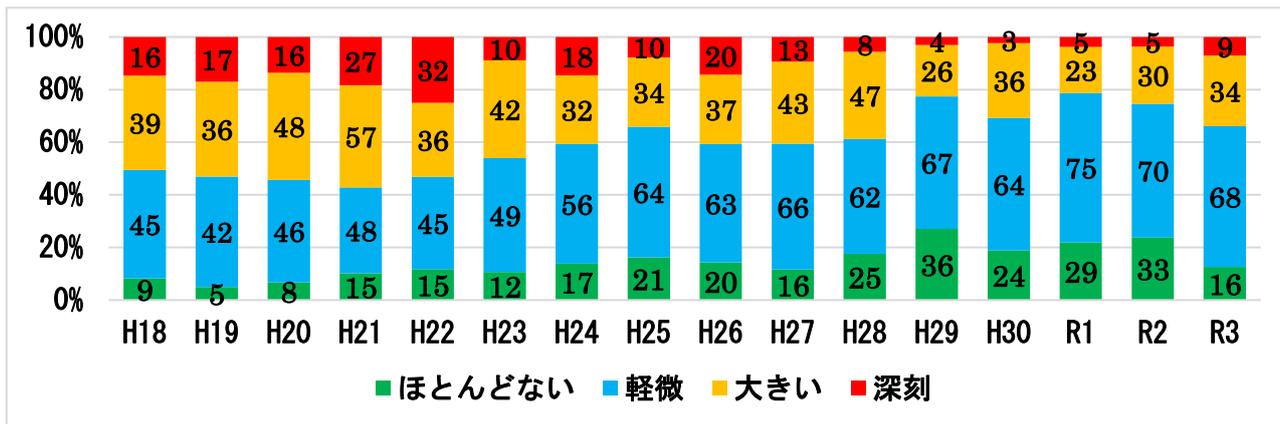


図1 シカ被害の推移(兵庫県森林動物研究センター 令和3年度 鳥獣害アンケート)

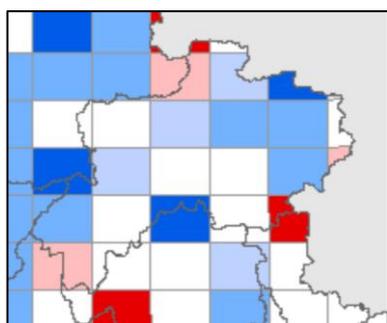


図2 シカの被害程度の変化  
(2013年度-2017年度)

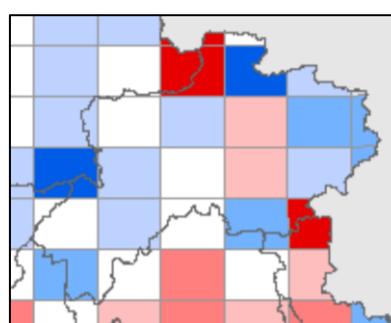


図3 シカによる出没程度の変化  
(2016年度-2020年度)

(図2~3 兵庫県森林動物研究センター 野生動物管理データ集 2021年)

②イノシシ

イノシシによる農作物被害は、水稻や篠山の特産物である黒大豆、山の芋のほか、栗など主要販売作物への食害が発生しているほか、自家野菜への被害も発生している。加えて、畦畔の掘り起しなど農業施設被害も発生している。

兵庫県森林動物研究センター等の調査によると、令和3年(2021年)農会の意識調査において、回答のあった127農会のうち被害が「大きい」もしくは「深刻」と回答した農会が44.8%となっている。

平成28年(2016年)から令和2年(2020年)におけるイノシシの被害程度の変化(図5)、イノシシによる出没程度の変化(図6)でも出没が増えている地域が示されている。原因としては、侵入防止策では塞げない河川や道路からの侵入による被害が増えていることなどがあげられる。

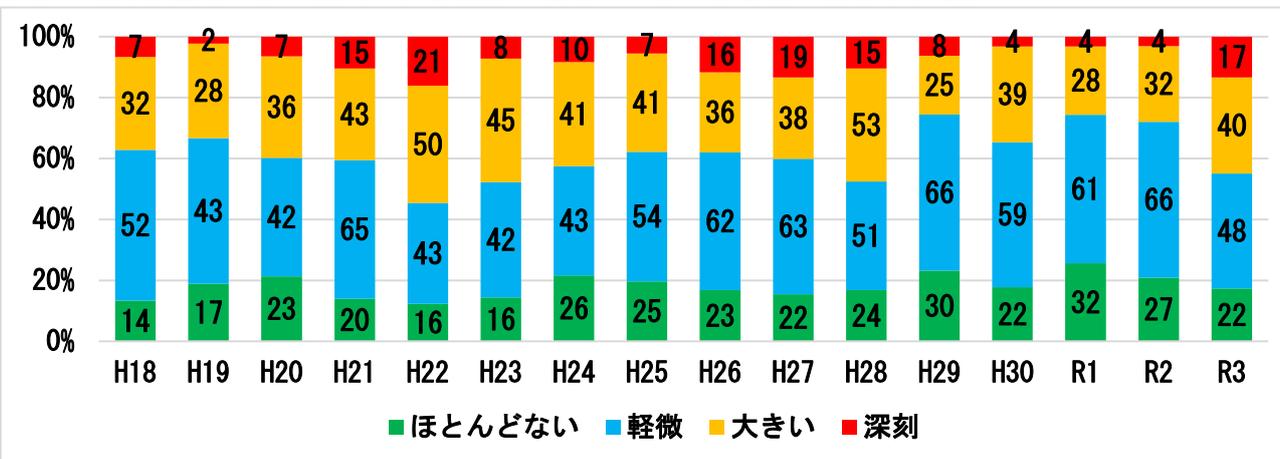


図4 イノシシ被害の推移(兵庫県森林動物研究センター 令和3年度 鳥獣害アンケート)

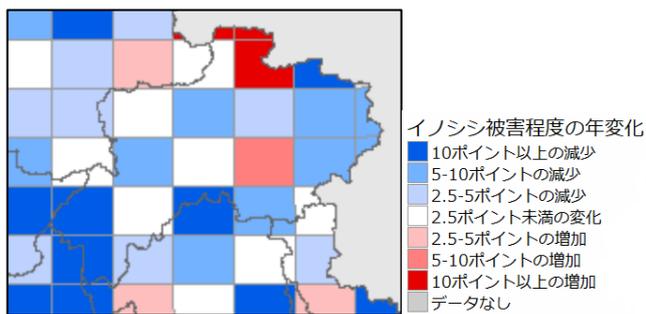


図5 イノシシの被害程度の変化  
(2013年度-2017年度)

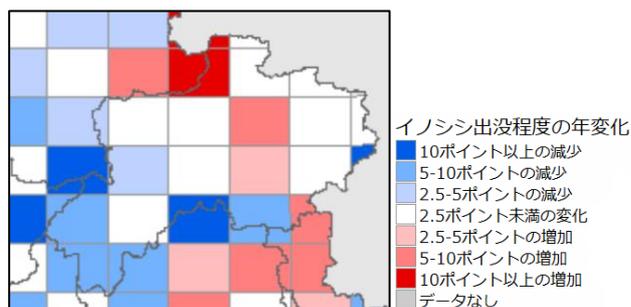


図6 イノシシによる出没程度の変化  
(2016年度-2020年度)

(図5~6 兵庫県森林動物研究センター 野生動物管理データ集 2021年)

### ③ニホンザル

令和3年度の兵庫県森林動物研究センターの生息調査では、市内に篠山地域個体群(京都府丹波南管理ユニット)と位置づけられる5群、193頭が生息している。各群れは一定の範囲(行動圏)をもち、市域、府県域を超えて動き回っている。その範囲を定期的に動き回っているため、地域によって被害発生頻度や時期は異なっている(図7)。

被害作物は、特産の黒大豆等豆類や山の芋等いも類、野菜、果樹等多岐にわたる。また、被害額として計上されていない自家用野菜(大根、玉ねぎ、かぼちゃ、トマト、さつまいもなど)の被害も大きい。加えて、一部の人馴れの進んだ個体が家屋へ侵入するなど生活環境被害も発生しているほか、威嚇する個体も確認されている。

なお近年、サル監視員調査では、サルが集落周辺まで接近するも、集落内で目視される頻度は低減がみられる(図8)。これはサル用電気柵の設置や、メールによる位置情報の取得を活かした集落ぐるみの追い払い、個体数管理等によりその効果が出ているものと考えられる。特に従来から局所的に被害の激しかった集落は、サル用複合柵の設置を優先的に支援したため、集落内への出没など被害が減少する傾向にある(図9)。

しかしその一方で、これまで出没頻度が少なかった地域での出没が増えてきたことが確認されている。

被害対策が進んでいない地域では、現在もサルが集落に出没してある程度の被害を受けていることから、農会や農家の意識として被害が減少したと感じるには至っていない。

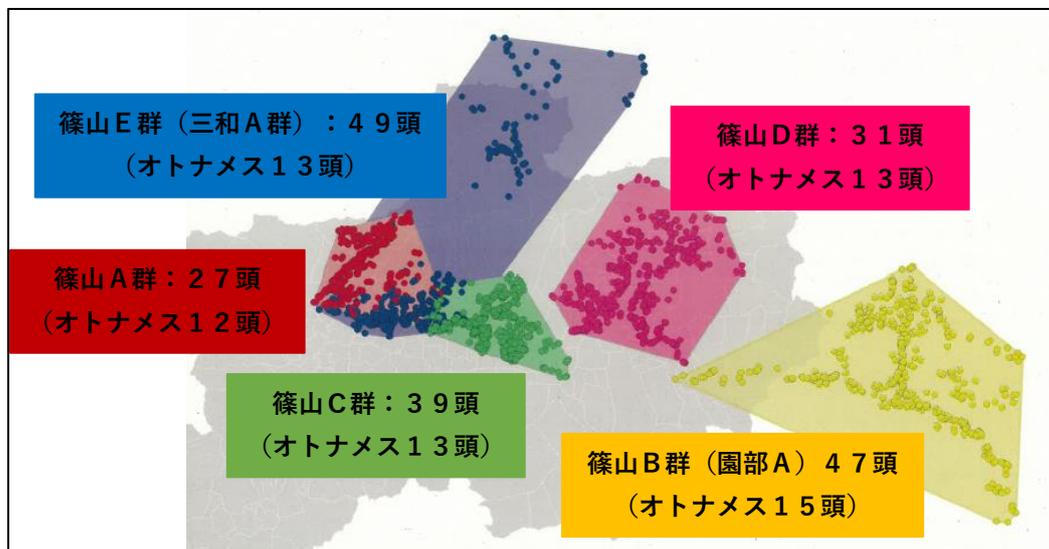


図7 篠山地域個体群(A群~E群)の行動域と生息状況(令和3年度)

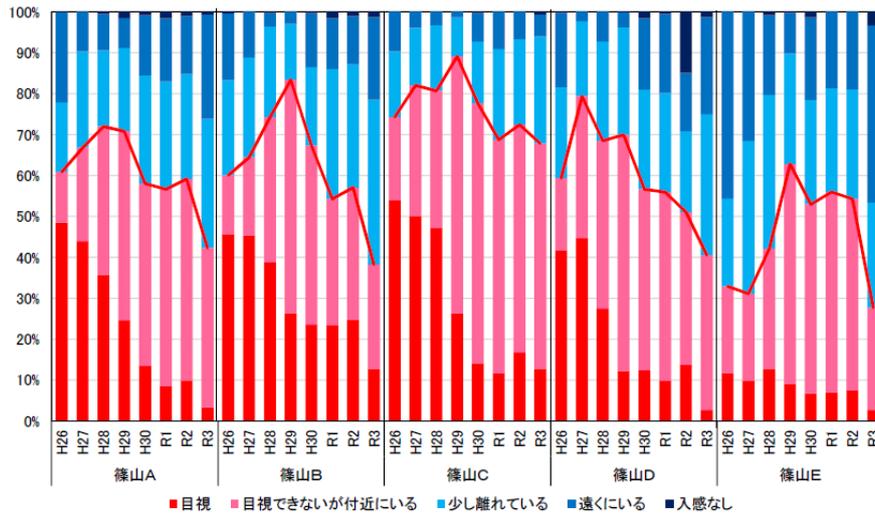


図8 サル監視員データによる集落出没・接近頻度の変化

(図7・図8兵庫県森林動物研究センター提供)

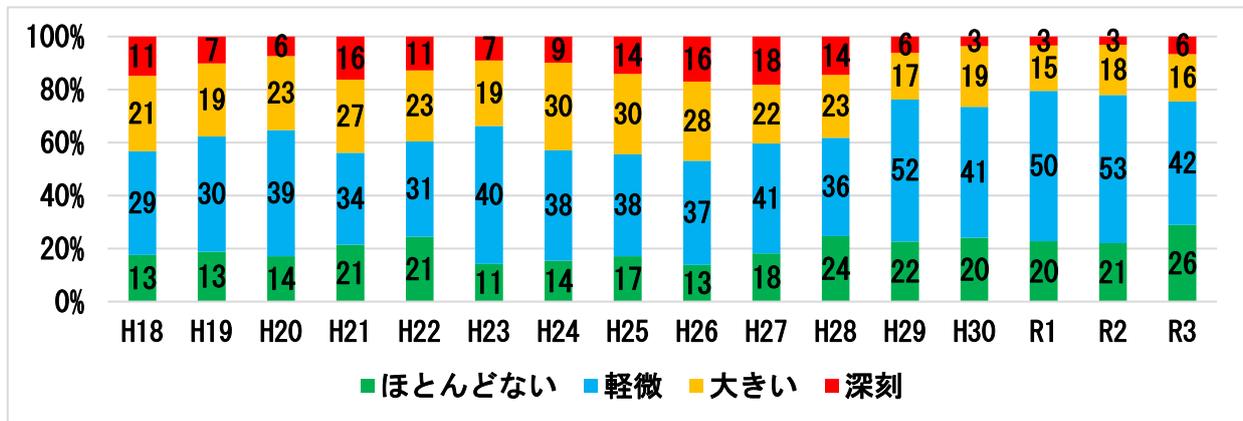


図9 ニホンザル被害の推移(兵庫県森林動物研究センター 令和3年度 鳥獣害アンケート)

#### ④アライグマ

アライグマによる被害は特産の黒大豆等豆類、ブドウやブルーベリーなど果樹類の販売作物や自家野菜に被害が及んでいるほか、家屋の屋根裏や農業用倉庫などで営巣して生活環境被害を発生させている。

被害の範囲は、依然として市内全域に及んでいるものの、兵庫県森林動物研究センター等の調査によると、市内東部地域などで被害が増加していることが確認できる(図10)。

令和3(2021年)農会の意識調査において、回答のあった135農会のうち被害が「大きい」もしくは「深刻」と回答した農会が18.5%となっており、被害は増加傾向が示されている(図11)。また、住家の天井裏にアライグマが住み着くなど生活環境被害に関する相談が年々多くなっている。

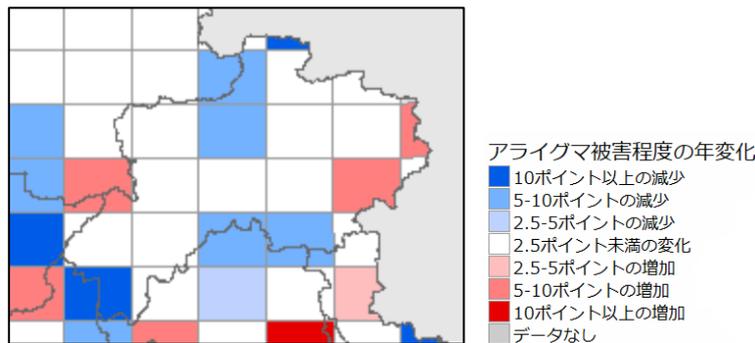


図10 アライグマ農業被害の変化率(2016年度-2020年度)

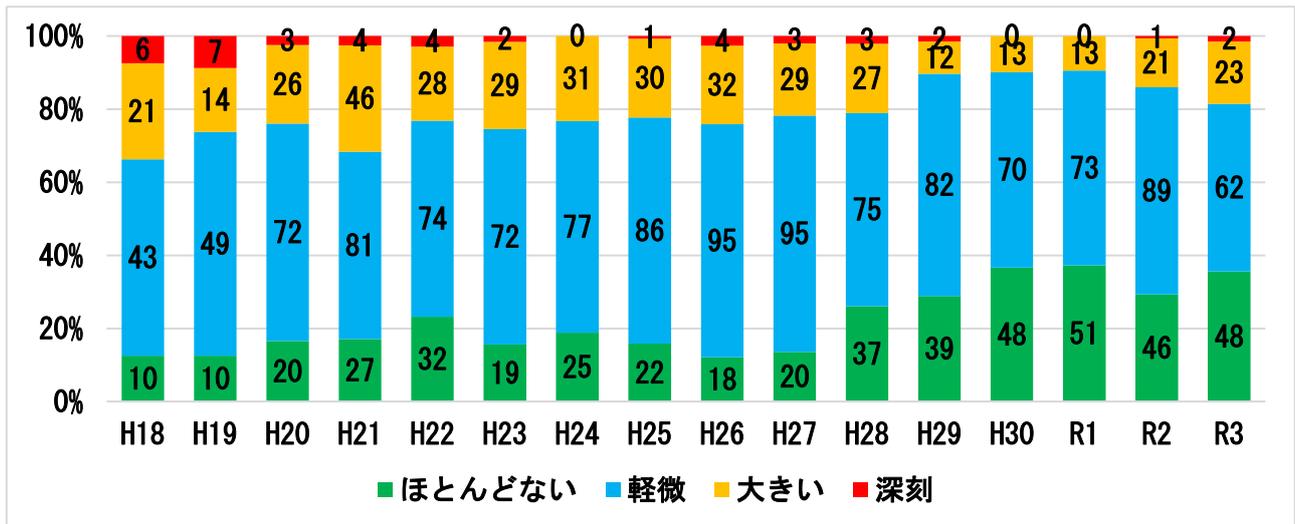


図 11 アライグマ被害の推移(兵庫県森林動物研究センター 令和3年度 鳥獣害アンケート)

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(令和5年度)		目標値(令和7年度)	
	被害面積	被害額	被害面積	被害額
①水稲、黒大豆等の被害面積及び被害額(シカ、イノシシ、ニホンザル等)	9.86%	14,637千円	8.87%	13,173千円
②ニホンザルによる被害程度の「深刻」及び「大きい」の回答割合	深刻、大きい 24.4%		深刻、大きい 21.9%	
③アライグマによる被害程度の「深刻」及び「大きい」の回答割合	深刻、大きい 18.5%		深刻、大きい 16.6%	

※①は、丹波篠山市が実施した「令和3年度 被害面積アンケート」の集計結果

※②③は、兵庫県森林動物研究センターが実施した「令和3年度 鳥獣被害アンケート」の集計結果

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	(捕獲体制の整備) ・ 鳥獣被害対策実施隊による対象鳥獣の有害捕獲 ・ 新規狩猟免許取得者に取得経費を助成(一定条件あり) ・ アライグマ等防除計画(外来生物法)を策定し、市民等による捕獲を実施 ・ 市によるニホンザルの個体数管理及びサル捕獲支援員の設置 ・ 広域協議会でのニホンザル捕獲情報共有	・ 捕獲に従事する実施隊員の高齢化、銃猟に従事する者の確保 ・ 被害農家の捕獲への依存度が高まっている
	(捕獲器材の導入) ・ 技適ドッグマーカー及び業務用無線機の貸与 ・ ICT捕獲わなの導入 ・ センサーカメラを用いた対象鳥獣の捕獲時の行動確認及び出没状況、被害発生状況の確認	・ ICT捕獲わなの安定した運用・管理体制の構築

	(捕獲鳥獣の処理方法等) ・実施隊と食肉等処理加工施設の連携による食用肉等への活用体制の整備	・狩猟者の止め刺し技術の向上 ・施設の受入れ体制整備
防護柵の設置等に関する取組	(侵入防止柵の設置) ・金網柵(侵入防止柵)設置 約460km ・サル用電気柵設置 約120km ・金網柵等維持管理研修会 ・各獣種の被害対策基礎研修会 ・金網柵、サル用電気柵のICT(センサーカメラ等)を用いた効果検証	・金網柵及びサル用電気柵の維持管理意識の向上 ・電気柵の正しい知識の普及 ・設置費用と守るべき農業収入等との費用対効果の向上
	(緩衝帯の設置) ・野生動物共生林整備事業 ・林辺整備活動支援事業 ・獣害ベルト緊急整備事業	・集落の少子高齢化による整備人材の不足 ・多数にわたる地権者及び不在村所有者の同意の取り付け ・所有境界が不明瞭 ・伐採木の搬出と活用 ・高齢化等により整備後の維持管理が困難
	(追払い、追い上げ活動) ・広域協議会での近隣市町との被害対策情報の共有 ・被害農家や被害集落代表を対象とした防除研修会 ・ニホンザル被害集落に対する出前講座(ニホンザル等の生態の学習、追い払い技術の実習、追い払い作戦地図の作成) ・ニホンザル出没集落間連絡会議 ・動物駆逐用煙火保安手帳取得講習会 ・サル群れ位置情報メールの配信(一部有線放送)による群れ情報の提供 ・電動エアガンの貸与 ・ロケット花火の無料配布 ・追い払い犬の育成	・単体集落や広域団体が主体となって行う効果的な追い払い方法の普及 ・追い払いの集落間連携の促進
	(放任果樹の除去等) ・都市住民等による柿の収穫体験イベント(さるはた合戦) ・集落による放任果樹の伐採支援 ・柿木の剪定研修会	・集落の少子高齢化による収穫人材の不足 ・柿等の利用価値の向上
	(対象鳥獣の処理) ・シカ、イノシシは原則、市内加工施設へ搬入により、有効活用する	・シカ、イノシシの食肉利用率の向上 ・豚熱陰性イノシシの利用推進

## (5) 今後の取組方針

### a. 被害対策の推進体制

丹波篠山市では、丹波篠山市有害鳥獣対策推進協議会を中心に、対象鳥獣の計画的な有害捕獲を継続実施する。また、協議会を構成する組織及び関係機関で組織する「被害対策支援チーム」で、引き続き被害農家、自治会や農会が自ら取り組む被害対策を指導・支援し、確実に被害を防ぐことができる獣害に強い地域づくり・集落づくりに取り組む。

また被害対策支援チームの構成機関で協力し、対象鳥獣の生息状況調査と被害実態を継続的な調査を実施するほか、被害対策の効果等を検証し、取り組みの改善を図ることにより、一層効果的かつ計画的な鳥獣被害対策を推進する。さらに、野生動物の被害を受ける地域が、被害対策を前向きに行える環境・体制を整備し、そうした地域が安定して農業に取組み、地域が活性化する対策を推進する。

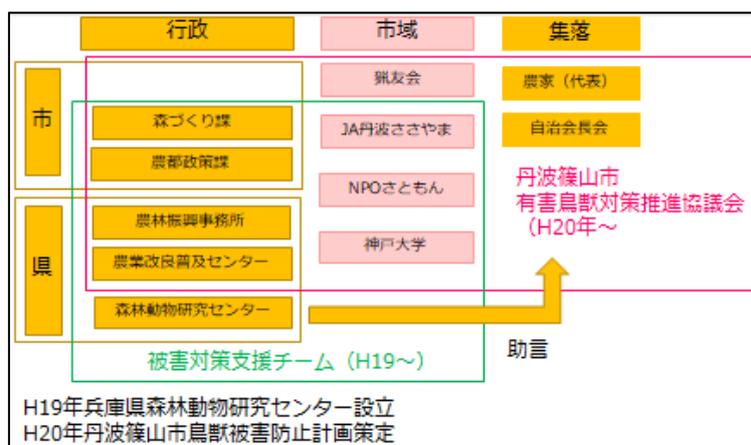


図 12 丹波篠山市有害鳥獣対策推進協議会の構成

また、広域で行動しているニホンザルの地域個体群については、大丹波地域サル対策広域協議会を中心に、構成する近隣市町と協力してサル群れの個体数の把握や生息状況調査を行う。さらに、協議会構成市町で、被害状況や捕獲等に関する情報を共有して、広域的かつ一体的な被害対策に取り組む。

#### b. 取り組み内容

本来、鳥獣被害対策は、自らの農地は自ら守る（自助）、地域の農地は地域で守る（共助）の意識が大切であるが、被害集落は、農山村地域共通の課題である少子高齢化により、侵入防護柵の管理や追い払いのための人手不足などの課題に直面している。このことから被害対策を対象鳥獣の捕獲のみに頼る傾向にあるが、捕獲のみでは被害軽減効果が表れないことが明らかとなっている。

しかし、捕獲の面でも同様に実施隊員の高齢化や、特に銃猟免許や銃砲所持許可者の確保など人手不足の課題があり、現状の捕獲体制の維持が課題である。

これらからも引き続き、対象鳥獣の捕獲と侵入防護柵の維持管理や追い払いなどの被害防除を両立させる被害防止対策を実施する。

##### ①対象鳥獣の捕獲等に対する取り組み

###### ア 効果的な捕獲の実施

- ・ 鳥獣被害対策実施隊による捕獲推進・活動支援
- ・ 有害鳥獣捕獲に従事する者の確保・育成
- ・ 侵入防止柵と一体的に効果を発揮させる取り組み

###### イ 捕獲個体の食用肉等としての有効活用

###### ウ 捕獲に必要な資機材（捕獲わなの整備、ICT技術の導入等）整備と安定した運用・管理体制の構築

##### ②被害防除（防護柵の設置等）に関する取組

###### ア 獣種に応じた効果的な柵の設置・支援

- ・ 侵入防止柵の維持管理・機能維持のための手法等の普及啓発・指導・支援
- ・ 電気柵等の効果的な設置方法及び安全対策等の普及啓発・指導
- ・ その他捕獲と一体的に効果を発揮させる取り組み

イ 情報収集及び情報提供

- ・兵庫県森林動物研究センターとの連携による対象鳥獣の生息動向の把握・住民意識・被害状況に関する情報収集・情報提供
- ・センサーカメラ等 I C T 技術を用いた被害発生や柵の効果の把握・対象鳥獣の行動把握
- ・発信器を用いたニホンザル地域個体群の生息状況調査及び電子メール等を用いた被害集落等への情報提供

ウ 獣害に強い集落づくり(技術支援、技術指導等)

- ・集落点検の実施
- ・集落による追い払い体制のための技術的・経済的支援及び指導
- ・集落による捕獲体制のための技術的・経済的支援及び指導
- ・侵入防護柵との一体整備も含めた緩衝帯(バッファゾーン)整備及び放棄果樹対策など集落環境整備のための技術的・経済的支援及び指導
- ・追い払い犬の育成支援
- ・鳥獣被害対策実施隊員及び獣害に強い集落づくり支援員による上記取り組みの指導・研修事業
- ・官学連携や N P O 法人等との連携による獣害対策を生かした集落の魅力づくりに関する取り組み
- ・個人的に設置した電気柵等の効果的な設置方法等、その他被害防除知識の普及啓発・指導

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣による農作物被害を受けた集落からの要望に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律や兵庫県第 13 次鳥獣保護管理事業計画、市が定める許可基準に照らし、対象鳥獣及び地域の地理に詳しい「鳥獣被害対策実施隊員」による有害捕獲を実施して被害防止に努める。

なお、有害捕獲を推進する上で対象鳥獣捕獲員にライフル銃を所持させる場合がある。

ニホンザルは、京都府・兵庫県それぞれのニホンザル管理計画に基づく個体数管理等を実施するため、京都府・兵庫県間の情報共有を密にするとともに、広域的な生息状況調査を元に被害軽減のための計画的な捕獲を、地元猟友会の協力も受けながら、鳥獣被害対策実施隊員による有害捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～ 令和7年度	シカ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲に従事する者の確保・育成</li> <li>・侵入防止柵と一体的に効果を発揮させる取り組み</li> <li>・捕獲個体の適切な処理及び食用肉等としての有効活用</li> <li>・捕獲に必要な資機材(捕獲わな、I C T 技術)の有効活用、集落主体の I C T 捕獲わなの安定した運用・維持管理</li> <li>・篠山市森林整備計画の鳥獣害防止森林区域を中心に、シカによる林相被害防止も目的とした捕獲を実施</li> </ul>
	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府・兵庫県それぞれのニホンザル管理計画に基づく個体数管理等を実施するため、京都府・兵庫県間の連携強化</li> <li>・広域的な生息状況調査及びその情報に基づく捕獲のための計画</li> <li>・ニホンザル捕獲支援員の捕獲活動</li> </ul>
	アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来生物法による「丹波篠山市アライグマ・ヌートリア防除実施計画」に基づく講習会を受講した捕獲従事者による捕獲</li> </ul>

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### a. 捕獲計画数等の設定の考え方

##### ① シカ

兵庫県が策定する「シカ管理計画」の県全域における令和4年度の捕獲目標の最低ラインは、46,000頭とされており、「シカ管理計画 令和4年度事業実施計画」において、平成29年度現在の目撃効率に応じて市町毎に最低目標頭数が定められている。本市の最低目標頭数は狩猟捕獲をあわせて1,218頭であるが、従来からこの数値の約6割を有害捕獲による最低目標頭数として設定している。

##### ② イノシシ

兵庫県が策定する「イノシシ管理計画 令和4年度事業実施計画」では、県内の生息密度や目撃効率の高い地域においては、引続き強い捕獲圧をかけていくとしている。ただし、管理計画自体には、イノシシは個体数変動が激しい動物であり、自然増加率や生息個体数の推定誤差が大きく、直接的な年間捕獲目標は設定されていない。そこで本市では、地域資源の側面もあわせもつため、農作物被害を及ぼす加害個体の捕獲に重点を置き、個体数調整を図る。

##### ③ ニホンザル

兵庫県が策定する「ニホンザル管理計画」において、捕獲方法については、各群れの加害レベルのほか、群れを構成する個体数、地域個体群の中での群れの配置状況（群れの分布が連続しているか、孤立しているか）を考慮して選択することとしている。

そこで地域個体群維持のために、管理計画が示している群れごとのオトナメスの頭数に合わせた個体数調整を行う。この基準をもとにしつつ、群れの総頭数は、集落による追い払いの効果が出やすいとされるサイズ(個体数)にすることを目標として設定する。

ただし、過度に人を威嚇したり、人家へ侵入したりするなど、人身被害を発生させる危険性の高い個体は、これらの危険回避するため対象個体と特定して捕獲を行うので、この限りではない。

##### ④ アライグマ

特定外来生物に指定されているアライグマは、地域からの根絶が望ましいが、生息範囲が市内全域に広がっており短期間での排除は困難なため、被害の低減、個体数の減少を目標とした捕獲頭数とする。

そのほか、被害の低減、個体数減少のため、外来生物法による「丹波篠山市アライグマ・ヌートリア防除実施計画」に基づき市民による積極的な捕獲を推進する。

対象鳥獣	捕獲計画数等
	令和5年度～令和7年度
シカ	各年度、有害捕獲で700頭
イノシシ	農作物被害を及ぼす加害個体を捕獲
ニホンザル	<p>「兵庫県ニホンザル管理計画」と整合をとりながら、追い払いしやすい群れのサイズ(群れあたりおおむね30頭～40頭)にすることを目標にして、計画的に捕獲する。</p> <p>ただし、オトナメス※1が15頭以下にならないよう配慮する。なお、被害防止のためやむを得ない場合は、オトナメスが15頭以下になる場合であっても問題ある個体※2を識別してオトナメスを捕獲する。</p> <p>※1 オトナメス以外(ワカモノ、コドモのメス、オス)は捕獲の対象となる。            ※2 問題ある個体とは、過度に人を威嚇したり、人家に侵入したりするなど人身被害を発生させる危険性の高い個体を指す。            ※ニホンザル管理計画の年度事業計画が修正された場合は、同計画に準じて捕獲を行う。</p>
アライグマ	各年度、有害捕獲で200頭

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	なし

4. 侵入防止柵(防護柵)の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

シカ・イノシシを対象とした侵入防止柵(金網柵)は、令和3年度までに約460km整備が完了し一定の被害防止効果が見られている。今後も、捕獲と一体的に効果を発揮させることを考慮しつつ、下記計画により侵入防護柵を新たに整備する。また、サル用複合柵は、令和3年度までに約120km整備が完了し、一定の被害防止効果が見られている。

今後は各設置集落等に対し、既設の金網柵、サル用複合柵の維持管理手法等の普及啓発・指導による支援を行い、各集落等が柵の効果を維持できる体制を整備する。

引続き、野生動物による被害があるが、侵入防止柵が未整備の集落には、被害発生や出没状況、地元住民の意向や維持管理等への意欲等の確認を行い、必要に応じて新たな整備計画を検討する。

(2) その他被害防止に関する取組(年度・対象鳥獣・取組内容)

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～ 令和7年度	シカ イノシシ	<p>ア 電気柵等の効果的な設置方法及び安全対策等の普及啓発・指導</p> <p>イ 情報収集及び情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県森林動物研究センターとの連携による対象鳥獣の生息動向の把握・住民意識・被害状況に関する情報収集・情報提供</li> <li>・センサーカメラ等ICT技術を用いた被害発生や柵の効果の把握</li> <li>・対象鳥獣の行動把握</li> </ul> <p>ウ 獣害に強い集落づくり(技術支援、技術指導等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落点検・集落診断(里地里山の整備、耕作放棄地対策等の指導助言)の実施</li> <li>・集落による捕獲体制のための技術的・経済的支援及び指導</li> <li>・侵入防護柵との一体整備も含めた緩衝帯(バッファゾーン)整備と広葉樹林の整備を実施</li> <li>・放棄果樹対策など集落環境整備のための技術的・経済的支援及び指導</li> <li>・鳥獣被害対策実施隊員及び獣害に強い集落づくり支援員による上記取り組みの指導・研修事業</li> <li>・官学連携やNPO法人等との連携による獣害対策をきっかけにした集落の魅力づくりに関する取り組み</li> <li>・連携協定先(島根県美郷町・NPO法人里地里山問題研究所)との対策技術、情報共有、人材の交流をととした集落等の活性化に関する取組み</li> <li>・電気柵等の効果的な設置方法等、その他被害防除知識の普及啓発・指導</li> <li>・不嗜好性作物栽培など新しい取り組みの実証</li> </ul>

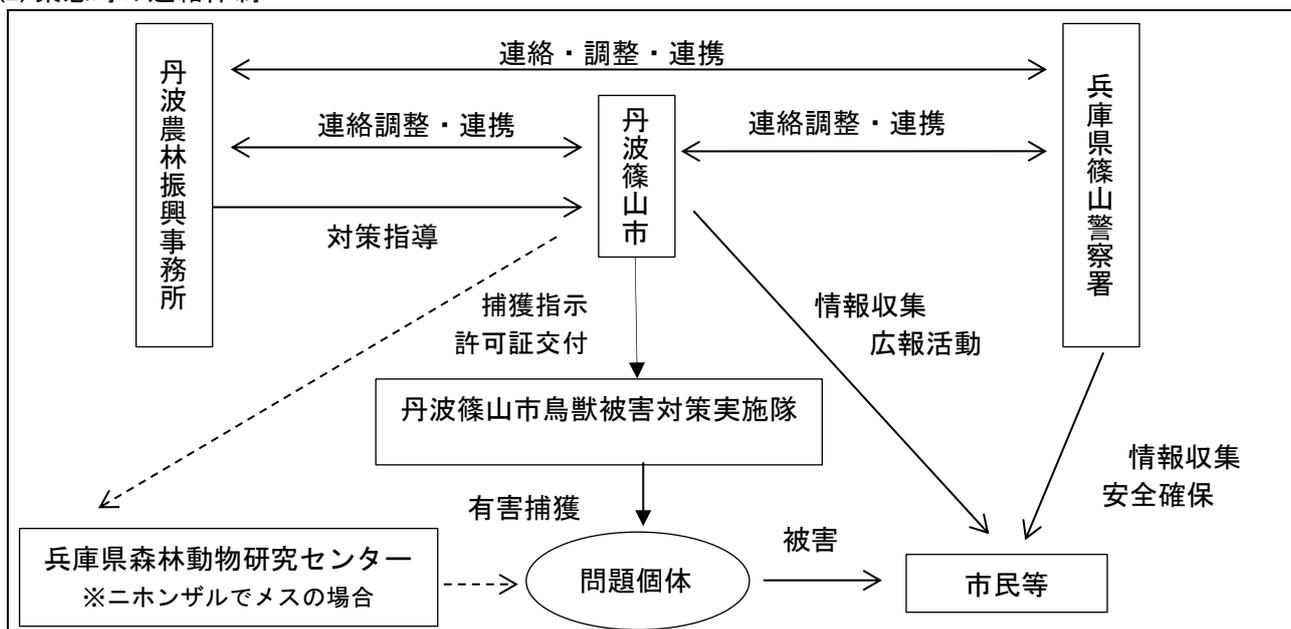
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・丹波篠山市森林整備計画の鳥獣害防止森林区域を中心に森林に樹木を植栽する場合は、シカによる食害防止のための単木保護ネット等を設置</li> </ul>
	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発信器を用いたニホンザル地域個体群の生息状況調査及び電子メール等を用いた被害集落等への情報提供</li> <li>・集落による追い払い体制のための技術的・経済的支援及び指導</li> <li>・追い払い犬の育成支援</li> <li>・緩衝帯(バッファゾーン)整備と広葉樹林の整備を実施</li> </ul> 広域的に移動するニホンザル(地域個体群)に対して <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効な追い払い実施集落の増加による加害レベルの低減のため、被害集落(農家)による追い払い体制整備のための研修会開催</li> </ul>
	アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アライグマによる被害対策のための研修会の開催</li> <li>・被害防除のための農家等への技術的指導</li> <li>・捕獲器材の整備のための経済的支援</li> </ul>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
丹波篠山市	情報収集、連絡調整、広報活動、有害捕獲の依頼等
丹波篠山市猟友会	有害捕獲の実施
兵庫県丹波農林振興事務所	連絡調整、対策指導
兵庫県森林動物研究センター	捕獲の実施(麻酔銃によるものに限る)
兵庫県篠山警察署	情報収集、現場付近での安全確保等

(2) 緊急時の連絡体制



## 6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

#### ①市単独

協議会の名称	丹波篠山市有害鳥獣対策推進協議会
構成機関の名称	役割
丹波篠山市森づくり課	協議会の庶務、連絡調整 被害状況の調査、被害対策指導など 捕獲従事者の人材確保、育成 ニホンザルの生息状況調査、有害捕獲 被害対策支援チーム
丹波ささやま農協	被害対策につなげる営農指導 被害防止資材の販売など 被害対策支援チーム
丹波篠山市猟友会	対象鳥獣の有害捕獲、鳥獣被害対策実施隊員候補の推薦
丹波篠山市自治会長会	被害対策の実践など
先進的な取り組みをする集落等	先進的・モデル的な被害対策の実践など
NPO法人里地里山問題研究所	農家等への被害対策指導助言、情報提供など 獣害対策をきっかけにした集落の魅力づくりに関する取り組み 被害対策支援チーム

#### ②広域連携

協議会の名称	大丹波地域サル対策広域協議会
構成機関の名称	役割
福知山市	被害防除のための生息状況調査及び情報提供、追い払い支援
南丹市	被害防除のための生息状況調査及び情報提供、追い払い支援
京丹波町	被害防除のための生息状況調査及び情報提供、追い払い支援
丹波市	被害防除のための生息状況調査及び情報提供、追い払い支援
丹波篠山市	被害防除のための生息状況調査及び情報提供、追い払い支援

### (2) 関係機関に関する事項

#### ①市単独

関係機関の名称	役割
兵庫県丹波農林振興事務所	情報提供、指導助言など 野生動物共生林整備等の森林整備 生息地(森林)管理の指導、支援 被害対策支援チーム
兵庫県丹波農業改良普及センター	農家への被害対策指導助言、情報提供など 被害対策支援チーム
兵庫県森林動物研究センター	指導助言、情報提供など 被害対策支援チーム

丹波篠山市農都政策課	農家への被害対策指導助言、情報提供など 被害対策支援チーム
神戸大学	官学連携による調査研究など 獣害対策をきっかけにした集落の魅力づくりに関する取り組み 被害対策支援チーム

## ②広域連携

関係機関の名称	役割
京都府南丹広域振興局	捕獲・被害防除等の情報提供、技術指導
京都府中丹広域振興局	捕獲・被害防除等の情報提供、技術指導
京都府農林水産技術センター	捕獲・被害防除等の情報提供、技術指導
兵庫県丹波農林振興事務所	捕獲・被害防除等の情報提供、技術指導
兵庫県森林動物研究センター	捕獲・被害防除等の情報提供、技術指導
NPO法人里地里山問題研究所	捕獲・生息状況調査及び情報提供、追い払い、防護柵設置等の 技術指導、ICT用いた被害対策ツールの提供

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 24 年度に職員による鳥獣被害対策実施隊（以下、「実施隊」という。）を設置し、隊員による柵の点検・設置・維持管理方法の指導、被害状況の調査、被害農家等からの相談対応、研修会の開催による集落ぐるみの追い払い、被害対策方法の指導、電気柵の安全対策など被害防除活動を行っている。

なお、ニホンザルについては、実施隊員による捕獲のほか、生息状況調査とそれに基づく被害防止のため、電子メールで群れの位置情報発信を行っている。

平成 29 年度から被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる丹波篠山市猟友会員等を鳥獣被害対策実施隊員（以下、「実施隊員」という。）に任命して、対象鳥獣の捕獲等の被害対策の充実を図るとともに、サル被害対策においては、近隣市町の実施隊とも連携して被害対策を行っている。

なお、集落と実施隊の協働による被害防除や有害捕獲の取組みを通して、実施隊員の確保、育成等実施隊の体制強化を図り、そうしたモデル集落をつくっていく。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

市有害鳥獣対策推進協議会に関連する機関が相互に協力し、被害対策を円滑に遂行するため「被害対策支援チーム」を組織している。被害対策支援チームは、被害集落の点検等に基づく対象鳥獣の生息実態と被害実態等を把握し、市有害鳥獣対策推進協議会情報を提供するとともに、適切な被害防止計画の立案と円滑な実施を支援する。また、被害対策支援チームは、被害防止計画の円滑な実施を図るため、定期的に会合を開き、被害対策の進捗状況をチェックすると共に、当該被害対策にかかる情報の交換共有を図る。

平成 29 年度から、近隣市町で行動しているニホンザルの対策として、近隣 5 市町が連携して対策が講じられるように、大丹波地域サル対策広域協議会を設立。各市町の被害対策実施隊員が、定期的に連絡会議で当該被害対策にかかる情報等の交換・共有を図っている。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

### ①シカ、イノシシ

狩猟期のイノシシは従来から食用肉として活用され、名物「ぼたん鍋」として観光資源ともなってい

る。しかし、有害捕獲した夏季のイノシシの多くは埋設してきた。また、シカはこれまで食用肉とする食文化がなかったため、狩猟、有害捕獲ともに埋設が中心であった。平成30年度からは夏季のイノシシとシカについても、捕獲個体の食肉加工処理施設への搬入体制を整備し、食肉利用を進めている。今後も実施隊員が捕獲した個体については、原則市内加工施設への搬入を促進し、積極的な有効活用を図る。ただし、豚熱感染確認区域内で捕獲されたイノシシについては、加工施設への搬入ができないため、兵庫県策定の「死亡野生イノシシ発見時及び豚熱あるいは、アフリカ豚熱が確認された時の野生イノシシの捕獲対応マニュアル」等に基づき防疫措置等を徹底し、捕獲個体は豚熱感染確認区域外に持ち出さず埋設処分とする。また、埋設処分が難しい場合は防疫措置を講じたうえで焼却処分とする。

#### ②ニホンザル

殺処分した個体は、兵庫県森林動物研究センター等に提供して、今後の被害対策等のための検体とするほか、それ以外の個体は焼却する。

#### ③アライグマ

実施隊員が捕獲した個体については埋設処分とする。また、外来生物法による「丹波篠山市アライグマ・ヌートリア防除計画」に基づき捕獲した個体については、指定の場所で炭酸ガス等による安楽死処分を行った後、焼却する。

また、必要に応じて兵庫県森林動物研究センターに提供して、栄養状態、繁殖状況、性比、年齢構成等を分析、対象鳥獣の保護管理に資する材料とする。

### 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

実施隊員が捕獲したシカやイノシシについては食用肉として市認定加工施設へ積極的に搬入し、食肉等への有効活用を推進する。冬季のイノシシ肉はぼたん鍋等として活用され観光資源となっているが、新たに夏季のイノシシ及びシカ肉が観光資源となるよう、丹波篠山市猟友会及び市内の食肉処理加工業者、外食・宿泊施設、兵庫県や丹波篠山観光協会等と連携を強める。

ただし、豚熱感染確認区域内におけるイノシシの食肉利用はできないため、豚熱陰性野生イノシシの利用体制の構築を進める。

### 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

丹波篠山市森林整備計画において、シカを対象鳥獣とした鳥獣害防止森林区域を設定している。農林業被害防止のため、積極的に実施隊や猟友会による捕獲を実施し、広域的かつ効果的な森林被害対を行う。